

就労移行支援では、利用者の特性に応じた実習先及び就労先の開拓、並びに、円滑な就労を実現することを目指して、近隣地域との新たなネットワークの構築に取り組んでおります。事例をとおして連携の実際をご紹介します。

## 事例2 障害者就業・生活支援センターとの連携

### 1 対象者のプロフィール

男性。40歳代。障害原因：外傷性脳損傷。障害：右上肢機能障害。高次脳機能障害（記憶障害、注意障害、中等度流暢型失語症）。医療従事者として就労経験有り。

### 2 就労移行支援の実施状況

自立訓練（生活訓練）を受け、受傷後5年5ヶ月後より就労移行支援開始。

就労移行支援では労働習慣（時間を守る・挨拶・チームワーク等）の定着、対人技能（感情のコントロール）、指示理解の向上の支援を行った。訓練では、郵便発送作業を実施し、文章入力などの基本的事務訓練も行った。

作業環境の変化や対人関係のフラストレーションから、感情のコントロールがつかず訓練に集中できないことが何度か繰り返された。その都度、気持ち（感情）の切り替え方について支援を行った。失書・失読から、訓練場面での口頭指示を記録できなかった。このため、音声による指示内容の頭文字をメモ書きする等して指示を想起する方法や、内容を復唱する等の方法を取り入れたところメモの活用が可能となった。

就職活動は面接場面に対するフラストレーションが強く、面接が出来ず不調に終わった。

### 3 障害者就業・生活支援センターとの連携

求職活動は、生活地域のハローワークに求職登録し、同時に、障害者就業・生活支援センター（以下 就業・生活支援センター）に登録し、就職活動の支援や職場体験実習時の支援を求めた。

ハローワークより紹介の事業所において職場体験実習を実施。

職場体験実習の内容は、社屋外回りの掃除やデータ入力等。当センター職業指導員と就業・生活支援センター職員がジョブコーチ的支援を実施。

事業所は障害者雇用が初めてであり、就業・生活支援センターの担当職員も高次脳機能障害者に対する支援経験がほとんど無かったことから、ご本人同席のうえで、当センター職業指導員、就労支援員がこれまでの支援状況を説明した。さらに、人的、物的な環境が変わったり、作業環境が複雑になるとフラストレーションし攻撃的な言動が頻発する

など感情のコントロールが不安定になることがあり、休息を意図的にとるなどの解決のための具体的方法を説明した。

職場体験実習期間中、職業指導員がジョブコーチ的支援を行っていた場面で、ご本人が不安定になることがあり、実際に対応する場面を就業・生活支援センター職員の方にも見てもらうことにより支援方法を実感してもらうことが出来た。

実習終了時には、就業・生活支援センター職員からは、外見やこれまでの職歴からは推測が難しい見えない障害としての高次脳機能障害の状況について理解ができ、支援の方向性を確認することが出来た都の報告を受け。また、事業所側からも、就業・生活支援センターという支援機関があり関係を築くことが出来、地元支援者がいるという安心感が持てたとの報告を受けた。

実習結果を踏まえ、当該事業所に3か月間のトライアル雇用となった。

トライアル雇用開始までの間、事業所からパソコンの入力速度の向上の希望があり事務訓練に取り組むこととした。また、実習時に立位作業での疲労から感情のコントロールの不安定さがあったため、立位作業の作業耐性の向上と不慣れな環境での人間関係の構築を目的として、クリーニング訓練を取り入れて課題の改善に努めた。

採用後は就業・生活支援センター職員が週1回のペースで就業場面での支援を行っている。トライアル雇用期間中の当センター職員の事業所訪問の際には、課題である感情のコントロールはご本人が自覚して適宜休憩を取るなどの方法で良くコントロールされていた。作業指示の方法等、事業所内全社員に職場体験実習時に説明した方法が徹底されていた。

その後、トライアル雇用から本採用となった。定期的に、ご本人、事業所、就業・生活支援センター職員と連絡を取り状況の確認を行っている。ご本人が地元支援者を信頼できるようにすることにより、地元支援者による支援が継続されることが大切と考えられる。

#### (参考)

#### ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律

#### 第5節 障害者就業・生活支援センター

#### (業務)

第34条 前条の指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。

二 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること。

三 前2号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

(参考)

○ 地域障害者就労支援センター

市町村が障害者就労支援のために設置したセンター。職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援が行われている。